

# 機械研削といしの取替え等の業務に係る特別教育について

公益社団法人神奈川労務安全衛生協会

学科の特別教育が終了した方に対する実技の特別教育は、機械研削盤の種類が多様であり、画一的な教材で実施することは実情にそぐわないと思われるため、それぞれの事業場で使用している機器を使用して実施して頂くことにしています、実施にあたっては下記に留意して行ってください。

## 記

1. 特別教育の講師の資格について（昭和48年3月19日付 基発第145号）  
特別教育の講師についての資格要件は定められていませんが、教習科目について十分な知識、経験を有する者でなければならないとされています。
2. 実技教育の科目・時間は次の通り。  
使用するテキストは、神奈川労務安全衛生協会発行「研削といし安全必携」の第9編 研削といしの取付けと試運転の方法（P86～P97）の機械研削用研削盤項目について実技の特別教育を行って下さい。  
  
科目：機械研削といしの取付け方法及び試運転の方法について  
時間：3時間以上
3. 講師の適任者が社内におられない場合には、使用中の研削盤のメーカーなどに依頼する等の方法により実施して下さい。  
教育実施に際しては、講師・受講生の安全に留意して下さい。
4. 実技教育が終了した場合には、安全衛生特別教育規定に基づき別紙の教育実施記録に証明印（所属長印）を押印し3年間保存して下さい。

以上

機械研削といしの取替え等の業務に係る特別教育  
実技教育実施記録

所属長	安全衛生責任者	

日 時		
事業場名		
科 目	機械研削といしの取付け方法及び試運転の方法について	
対象者		
教育担当者 (講師)	氏名	
	資格	
教育内容	<p>【実技】機械研削といしの取付け方法及び試運転の方法について</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分～ 時 分</p> <p>(教育の内容 )</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 時 分～ 時 分</p> <p>(教育の内容 )</p> <p style="text-align: right;">実技時間合計 3時間</p>	
備 考		